

「埼玉県みどり自然課」Instagram（Instagram）利用規約

（趣旨）

第1条 本利用規約では、埼玉県が運用する「埼玉県みどり自然課」Instagramにおける利用規約を定めます。

（提供する情報）

第2条 埼玉のみどりや自然の情報・魅力などを、写真を中心に発信します。

（対象アカウント）

第3条 本利用規約の対象とするアカウントは次のとおりです。

- ・ ユーザー名 saitama_midorishizen
- ・ URL https://www.instagram.com/saitama_midorishizen/
- ・ パスワード みどり自然課長が別に定める
- ・ メールアドレス a3140-11@pref.saitama.lg.jp

（運用管理者・投稿者）

第4条 運用管理者はみどり自然課長とし、みどり自然課の管理の下で運用し、投稿は県職員が行います。

（コメントできる者）

第5条 「「埼玉県みどり自然課」Instagram（Instagram）利用規約」を全て読み、同意した者のみがコメントできます。なお、コメントした者は本利用規約に全て同意したものとみなします。

（運用ポリシー）

第6条 「埼玉県みどり自然課」Instagram運用ポリシーを定めます。

- 1 Instagram上で発信する情報の全てが、埼玉県の公式発表・見解を必ずしも表しているものではありません。正式な発表につきましては、埼玉県公式ホームページを御確認ください。
- 2 埼玉県はコメントに表示される各種提供情報の正確性や妥当性について、一切の保証をしません。
- 3 Instagram上で皆様からいただいたご投稿・コメントについて、原則的に返信は行いません。
- 4 埼玉県は利用者の名前やプロフィール写真、性別、友達リストなど、利用者のアカウントの設定上、すべてのInstagram利用者に公開している情報へのアクセスを行います。
- 5 投稿によって発生する著作権・肖像権侵害等の責任は全て投稿者が負うものとし、投稿者は必ず権利者・被写体本人等の承諾の上、投稿してく

ださい。また、著作権等について第三者からの異義申し立て、苦情などがあつた場合、埼玉県は一切の責任を負わず、費用負担などを含むすべてを投稿者が負担するものとします。

- 6 投稿されたすべてのコメント及び画像は、埼玉県がその一部を修正または改変して、無償で自由に使用できるものとします。その場合、投稿者は著作権、人格権を一切主張しないものとします。
- 7 投稿テーマの内容とあつていないもの、法令または公序良俗に反しているもの、第三者の権利を侵害する恐れのあるもの、その他埼玉県が不適切だと判断したコメントは、非表示または削除される場合があります。
- 8 インスタグラム上の内容、もしくは当ガイドラインについては予告なく変更する場合がございます。
- 9 予告なくインスタグラムを閉鎖する場合がありますが、埼玉県に対して異議を唱えないものとします。
- 10 インスタグラムの機能・仕様については、埼玉県では一切お答えできかねます。直接、当該サービスの提供会社にお問い合わせください。

(禁止事項)

第7条 原則としてインスタグラム利用者からの投稿を削除することはありませんが、下記に挙げた事項に該当する投稿については削除する場合がありますことをご了承ください。

- 1 法令または公序良俗に反し、またはその恐れのある行為
- 2 政治活動、選挙活動、宗教活動
- 3 他者を差別、誹謗中傷あるいはプライバシー、人権等を侵害する内容の権利の侵害
- 4 当サイトと関わりのない商品・店舗・企業の紹介、広報・宣伝等の商業活動を含む内容
- 5 なりすまし、虚偽の内容の報告
- 6 犯罪行為に結びつく内容、及び犯罪行為を誘発させる内容
- 7 独断的・断定的表現を含み、事実と著しく異なる内容
- 8 その他、当ページにおいて不適切であるとみどり自然課が判断する内容

(お問い合わせ)

第6条 本利用規約については、下記までお問い合わせください。

埼玉県環境部みどり自然課

電話：048-830-3150

E-mail：a3140-11@pref.saitama.lg.jp

この規約は、令和2年7月20日から施行する。